ポイント

(農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業 務に関する業務方法書の変更(案))

(農業信用保険関係)

農業信用保険業務の保険料率について、以下の変更。 (全て、令和2年4月1日から施行。)

1. 保証保険

- 〇 農業経営改善資金(農業改良資金及び青年等就農資金を除く。)の保険料率について、借入者の信用リスクに応じて低、中及び高の3区分の保険料率を導入する。
- 〇 農業施設資金及び農業運転資金の保険料率について、現 行の平均適用料率から 0.02%引き下げる。

また、農業運転資金のうち家畜等購入育成資金の保険料率について、農業運転資金の保険料率(0.18%又は0.23%)のうち低い 0.18%に設定する。

2. 融資保険

- 〇 従来の取扱いどおり、保証保険の保険料率の 1.5 倍の水 準に設定する。
- 3. 災害特例保険料率
- 各資金の料率の引下げに応じて見直す。